

「石綿による健康被害にかかる公務災害認定請求等の取扱いについて」の一部改正

「石綿による健康被害にかかる公務災害認定請求等の取扱いについて」（平成20年12月1日地基企第79号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>石綿による健康被害にかかる公務災害認定請求等の取扱いについて（通知）</p> <p>（本文略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略）</p> <p>(1) <u>令和13年3月27日</u>までに時効が完成していること（<u>令和8年3月26日</u>までに死亡した場合であること）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 請求した日が、平成18年3月27日から<u>令和14年3月27日</u>までの間であること</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 公務上外の認定に当たっては、労働者災害補償保険制度における「石綿による疾病の認定基準について」（<u>平成24年3月29日付け基発0329第2号</u>）に準じて判断することとし、また、認定請求がなされた場合は地方公務員災害補償基金補償課長への連絡が必要であるなど、通常の石綿による疾病事案と同様に取り扱うべきであることに留意すること</p>	<p>石綿による健康被害にかかる公務災害認定請求等の取扱いについて（通知）</p> <p>（本文略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略）</p> <p>(1) <u>平成33年3月27日</u>までに時効が完成していること（<u>平成28年3月26日</u>までに死亡した場合であること）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 請求した日が、平成18年3月27日から<u>平成34年3月27日</u>までの間であること</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 公務上外の認定に当たっては、労働者災害補償保険制度における「石綿による疾病の認定基準について」（<u>平成18年2月9日付け基発第0209001号</u>）に準じて判断することとし、また、認定請求がなされた場合は地方公務員災害補償基金補償課長への連絡が必要であるなど、通常の石綿による疾病事案と同様に取り扱うべきであることに留意すること</p>